

令和5年7月発行／名古屋市シルバー人材センター 安全・適正委員会からのお知らせ No.75

6月3日に開催した安全・適正委員会で、令和4年度に発生した事故について分析し、委員による意見交換を行いました。

令和4年度は、工作中的の傷害事故は1件減少し24件発生しました。この24件のうち14件は転倒事故です。仕事の行き帰りの傷害事故（ケガ）は17件と前年と同件数ですが、傷害の内容が「骨折・ヒビ」が11件と大ケガにつながっています。

また、賠償事故は35件発生と、前年の24件から約1.5倍と大幅に増加しています。

自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう

手軽で便利な自転車ですが、使い方を誤ると思わぬ大きなケガにつながる危険性や、事故で相手に迷惑をかけたうえに高額な損害賠償を命じられるケースもあります。ルールを守って安全に利用しましょう。

1 自転車を利用するときは、ヘルメットをかぶりましょう



道路交通法の改正で、令和5年4月1日からは、ヘルメット着用の努力義務の対象がすべての人に拡大されました。改正前は子どもと高齢者のみが対象でしたので、それだけヘルメットが効果的であるということがわかります。

実際に、令和5年4月に発生した自転車での仕事の行き帰りの傷害事故では、転倒時に頭を打ちましたが、ヘルメットをかぶっていたため軽症で済んだという事例があります。

高齢者を対象とする、ヘルメット購入費用の一部補助制度もあります。申請書付きテキストを区役所の地域力推進室窓口や市ホームページで配布していますので、購入を考えている方は事前にご確認ください。（「名古屋市 自転車ヘルメット」で検索）



2 事故に備え、必ず保険に加入しましょう

名古屋市では、**自転車を利用する人は自転車損害賠償保険等に加入することが、条例により義務化**されました。（平成29年10月）

万が一事故を起こしてしまい、賠償額が高額となっても、保険に入っていれば負担が軽減されます。自動車保険（任意）、火災保険などに加入している方は、自転車事故も補償範囲に含まれている場合がありますので、内容を確認してください。また、自転車店で購入・点検整備を行う際に加入できる保険もあります。

<自転車安全利用五則>

- 1 車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

参考文献

名古屋市交通・生活安全市民会議「交通安全・生活安全ニュース」2023 夏号

夏季の屋外での就業について

次のことに気をつけて、可能な限り熱中症にかかる危険性を避け、無理のない就業をしていただきますようお願いいたします。

- 体調が悪いときは無理をせず、就業を中止してください。（必ず発注者様とセンターへ連絡してください）
- 猛暑日予報（最高気温が 35℃を超える日）、または熱中症警戒アラートが発表された場合は、発注者様と相談して就業日を別の日に振り替えるよう調整してください。
- 公共のお仕事などで、作業日を別の日に振り替えることができず、やむを得ず作業する場合は、30 分以上の連続作業を避け、こまめに休憩をとり水分を補給してください。

熱中症とは

高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。場合によっては死亡することもあります。

<症状>

めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、

筋肉のこむら返り、気分が悪い、頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う など

自分の健康状態を把握し、対策しましょう

定期的に健康診断を受けましょう



就業中に体調を崩し、そのまま長期入院になった事例があります。事故だけでなく、日頃からの健康管理にも留意が必要です。「特定健康診査」や「後期高齢者医療健康診査」の制度を活用し、健康管理に努めましょう。最新情報は『名古屋市健診(検診)総合サイト』に掲載されています。

なお、シルバー派遣事業でお仕事をする方や、訪問介護・家事援助のお仕事をしている方には、結果の報告について支部からご協力をお願いしています。



最新の緊急連絡先がわかるようにしましょう

万が一就業先で事故に遭った場合に備えて、ご自分・ご家族など（緊急連絡先としてお知らせいただいた方）の情報が入会時と変わっている場合は、所属支部までお知らせください。また、「緊急連絡カード」に連絡先やかかりつけ病院等を記入し、会員証と一緒に必ず携帯してください。「緊急連絡カード」は支部で配布しています。

思い込み 一番怖い その気持ち

（名古屋市シルバー人材センター安全標語 最優秀賞）